

## 2021年活動計画（案）

### I 2021年の取り組みについて

#### 【基本テーマ】「命と暮らしを守る。政権の選択肢へ。」

○現政権のCOVID-19 新型感染症対策は、後手後手の、場当たりの対応が繰り返され、2回目の緊急事態宣言発令に追い込まれた。感染症は、全国に、そして社会のあらゆる分野に大きな影響を与え、危機的な状況はより深刻さを増している。まさに、国民の「命と暮らし」は瀬戸際に追い込まれている。

○この危機的な状況のもとで、菅政権は「経済も感染症対策も」と言いながら何ら有効な対策を講ずることができず、その両方が深刻な事態に陥る結果となっている。必要なのは、感染抑止に最優先で取り組み、「命と暮らしを守る」ことを最重視した対策に全力をあげることである。そのためには、感染症対策の日々の取り組みについて、政府が情報を公開し、正しく国民に届け、分かり易く説明し、十分な理解を求めることが不可欠である。政治と国民との信頼関係を築き、一体となった対策を進めていかなければCOVID-19 新型感染症対策は前進しない。また、感染症対策等の専門家や自治体との密接な協力関係を構築し、政府が中心となって責任を果たす覚悟を示し対策にあたらなければならない。その覚悟と取り組みが政治から発信されない限り、この危機を克服することはできない。いまこそ、政治が必要とされている。

しかし、「桜を見る会」前夜祭の問題や、森友学園の公文書改ざんを取り上げるまでもなく、自分たちに不都合な問題には口をつぐみ、逃げまわってきた政権に、国民との信頼関係や厳しい要請に理解を得られる協力関係をつくることのできるはずもなく、現政権の下では、この危機的な事態から脱却する展望を切り拓くことができない。

今こそ、国民の命と暮らしを守る政治に転換するときである。私たちは、もう一つの選択肢となり、その覚悟と責任を引き受けなければならない。それは決して容易なことではないが、その道を回避することは許されない。

立憲民主党は、国民とともに、「命と暮らしを守る政権の選択肢」となるため、2021年の取り組みの全てを集中する。

## 1 COVID-19 感染防止と「命と暮らしを守る」対策に全力を上げる

○現政権は、国民の命の危険や、暮らしの厳しさを直視していない。事態を打開するためには、立憲民主党こそが、日々の国民の暮らしや感染拡大に関する国民の声を徹底的に聞いて、真摯にそれを受け止め様々な対策を政府に提案・要求し、実現する以外にない。立憲民主党は、COVID-19 新型感染症対策を、国民とともに考え議論して政策としてとりまとめ解決させていく。この取り組みに全力を傾け、しっかりと前進させていく。

## 2 政治を転換する総選挙に全ての取り組みを集中する

○2021年は、衆議院総選挙をはじめ重要な選挙が次々と施行される。国会活動や政策活動、地域活動など、すべての取り組みを集約して、政治を変えていく年としなければならない。現在の政治の継続が、COVID-19 新型感染症防止にとっても、日本のあるべき未来への転換にとっても、障害でしかないことが、国民の多くの実感となろうとしている。立憲民主党は、この閉塞状態を突破するために、4月の衆参補欠選挙をはじめ千葉県知事選・東京都議選・横浜市長選などの闘いと連動し、衆議院総選挙の勝利に向けて全力をあげて取り組んでいく。

## 3 国民の声を実現する国会論戦を強化する

○民主主義の根幹となる国会審議が軽視され、国民に対する説明責任が果たされていない。そして、数の論理によって民主主義が形骸化されようとしている。こうした試みに対して、毅然として対抗し、国民の声が反映される国会審議をつくることは、野党第一党である立憲民主党の重要な役割である。国会審議のど真ん中に国民の声を据え、国民の声をより強く反映させて実現していくことが、国会対策の大きな役割である。大学入試改革案や検察庁法改正案などで実現したように、国民の声と国会審議が連動できれば、必ず政治を動かすことができる。この本来の民主主義の姿を取り戻していくために、他の野党との連携・協力関係を強化しながら、立憲民主党は主導的な役割を果たしていく。

## 4 政権の選択肢となる理念・政策をさらに明確化する

○立憲民主党は、COVID-19 新型コロナウイルスの抑止に全力を上げるとともに、コロナ禍によってさらに顕在化した社会の分断や格差と貧困の拡大を放置することなく、社会のセーフティーネットをしっかりと構築していく。そして、感染防止こそが最も重要な経済対策であるとの観点から、「自粛と補償はセット」・「PCR検査の拡大」・「医療機関への支援」などを提案し、新型コロナウイルス対策に関する政策活動をさらに充実させていく。

また、コロナ禍の中で顕著となった新自由主義的な政策が続いてきた中で生み出されてきた社会の脆弱性を克服して、「自己責任から支え合いの社会へ」と転換していく。またこれを軸に、日本社会を立て直すビジョンや政策の議論を進め、次期衆議院総選挙に臨む立憲民主党としての政権構想・重点政策を準備する。

## 5 「あなたとつながる」ネットワークを拡げ確立する

○新たな政権の選択肢は、立憲民主党の活動に理解・協力を頂いている友好団体の声、各地域や各分野での課題や国民の声をしっかりと受け止め、ボトムアップの政治を具体的に実現して、国民との信頼のネットワークを拡大していく中から形づくられていく。そのためには、国民の声を受け止めていく活動を何より重視し、国会議員・地方自治体議員・都道府県連・総支部が積極果敢にネットワークを拡げていく取り組みが欠かせない。新党結成によって、都道府県連や自治体議員ネットワークの整備、総支部長の選任など、面的な活動の展開が可能となった条件を活かし、取り組みの一層の強化を図っていく。

## 6 女性の声を政治に反映していく取り組みを加速させる

○政府が各分野における指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度とするという目標を掲げてから、17年が経過した。しかし、その実現見通しすら立っていない。選択的夫婦別姓の議論に至っては、昨年末に決定した「第5次男女共同参画基本計画」では政府与党によって平然と後退させられている。一方で、COVID-19新型コロナウイルスの拡大によって、社会の矛盾や歪みが多く、女性が一層厳しい状況を強いている現実が、より顕著となっている。女性が自死に至る傾向が強まっていることは、この社会の現実と無縁ではない。

○女性の声が政治とつながり、その声を政治に反映し実現していく回路が、いまほど重要な時はない。女性の声をまっとうに受け止める政治をつくりあげるしていくことは、この国の民主主義にとっての喫緊の課題である。「性別を問わずその個性と能力を十分に発揮することができるジェンダー平等を確立する」ことを綱領に掲げた立憲民主党は、その取り組みを先導していかなければならない。

## 1 COVID-19 (新型コロナウイルス) 対策を最優先

○緊急事態宣言の発令によって、感染症対策の焦点は大きく変化した。立憲民主党は、感染症対処の方針を決定し（以下の政策ポイントを参照）、政府にその実行を要求してきた。加えて緊急事態宣言発令以降は、政府・与野党連絡協議会を中心に、飲食店の事業規模に応じた補償や飲食店以外の関連業者への補償の実現、PCR検査の拡充、医療機関への支援、これまで取り組まれてきた支援策の延長・拡充などを要求して交渉を進めてきた。政府与党は、早期の検査、隔離、診断、治療の徹底という感染症対策の基本を疎かにし、国民との信頼関係なしには感染症対策の実効性は得られないという根幹となる原則を外れて、罰則などの強制的措置の議論に傾斜している。

立憲民主党は COVID-19 新型コロナウイルス対策を最優先に、コロナ対策本部を中心に、国民の命と暮らしを守ることを最優先した取り組みを、党全体で連携して強化していく。

- 事業と雇用を守り、すべての国民の生活を保障。
- 感染抑制と検査の拡充。
- 仕事を失った人、収入が減少した人など困っている人を支援。
- 医療機関と医療関係従事者の徹底支援。
- 教育関連費の軽減、学びの保障。
- 収入が減った事業者の資金繰り支援、金融基盤を強化。
- 公共交通機関を守る。
- 芸術・文化を守る。
- 差別・偏見・誹謗中傷対策、自殺対策の徹底。
- 各種税金負担の軽減。

## 2 総選挙に勝利するために全ての取り組みを集中する

○衆議院総選挙準備はいよいよ本格段階に入る。任期満了1年を切り、どの時期であれ、解散・総選挙となれば、その時点までの準備状況で培った全ての資源を総動員して、選挙戦に立ち向かわなければならない。2021年の一日一日を疎かにすることはできない。

次期衆議院総選挙候補者に向けては、全国204選挙区（1月31日現在）で立憲民主党の候補者が擁立されている。衆議院定数の過半数233人以上の候補者擁立に向けて、引き続き我が党としての独自候補者の擁立に全力を上げるとと

もに、野党会派との連携を図り、政権交代に挑戦する野党の陣形づくりを主導していく。

最大の課題の一つは、各選挙区における野党間の候補者調整である。それぞれの選挙区で野党や野党系無所属で出馬する候補者同士の競合を可能な限り回避し、小選挙区における候補者一本化に向け、それぞれの選挙区事情を考慮しながら、最大限の努力を傾注していく。

- 加えて、今後の選挙対策の準備にあたって避けて通れないのは、コロナ感染症の拡大の下での取り組みである。通常の街頭宣伝や集会等が様々な制約を受ける中で、選挙本番ですらその状況と無関係とは言い切れない。感染拡大防止対策を前提としたうえで、どのような選挙活動が可能となるか、それぞれの選挙ノウハウの蓄積が小選挙区候補者や都道府県連に求められている。SNSの積極的な活用により、自前の発信力を強化してネットワークを広げ、日常から感染拡大の影響を受ける選挙活動を想定して、必要な対策を検討し、実践していく。
- さらに、4月の衆参補欠選挙（衆議院北海道2区選挙・参議院長野選挙区選挙、状況によっては参議院広島選挙区選挙も）、千葉県知事選挙・東京都議会議員選挙・横浜市長選挙など、いずれも総選挙対策とも連動して大きな影響を持つ選挙が連続する。これらの選挙の一つひとつに勝利して、総選挙に向けて大きな政治の流れをつくることが求められており、個々の選挙は総選挙対策と一体的に取り組んでいかなければならない。
- 2021年はこうした重大選挙への取り組みと併せて、2022参議院選挙の基盤づくりも同時に進めていくことが求められる。参議院選挙の公認候補擁立を進め、1人区では野党連携で「1対1」の構図をつくること、連合や支援産別等と連携して比例区対策も万全の態勢を準備していかなければならない。

### 3 国民の声を実現する国会論戦を強化する

- 150人を超える国会議員を擁する野党第一党が、国会審議の中で明確な存在感を示し、これまで以上にその役割を果たしていくことが求められている。国民の声を国会につなぎ、政府与党と対峙しながら、当面する感染症対策等に関する審議に全力を上げる。一人ひとりの国会議員の調査力・論戦力・政策力を高め、衆参一体となった国会論戦を主導していかなければならない。国会における野党の連携を強め、野党合同ヒアリングによって論点を明らかにし、質疑を通じて政策実現に向け政府を追及していく。また、国会ツイッター等を通じて国民の意見や提案を受け止め、積極的な発信を行い、国民とともに作る国会活動を強化していく。通常国会における国会活動こそ、次期衆議院総選挙につながる重要な山場であり、衆参国会対策の連携や積極的な立法活動、国会情報の双方向の発信等の一体的な取り組みを追求していく。

## 4 政権の選択肢となる理念・政策をさらに明確化する

○通常国会における議員立法の提出や法案審議になどを通じて、各部門や衆参の連携を強め、積極的な政策活動を展開していく。政権政策の作成にあたっては、各種団体やNPO・NGOなどの政策要望を幅広く集約するとともに、ブロック別の政策対話や、「つながる本部」と連携した対話イベント、有識者との意見交換、政策ニーズに関する調査の実施などを通じて、ボトムアップのプロセスを重視した政策づくりをめざす。

## 5 あなたとつながる草の根のネットワークを拡大する

### (1) 都道府県連の組織強化及び自治体議員ネットワークとの連携

- 未結成の県連結成を急ぎ、立憲民主党の都道府県連ネットワークを完成させる。整備された都道府県連は、次期衆議院総選挙対策の地域におけるネットワークの中心となる。本部と都道府県連等との密接な連携、対策に必要なスキルに関する研修、選挙器材等の共有、活動強化に必要な財政支援などを進める。都道府県連等においては、国政選挙や地方自治体議員選挙の準備、SNS対策を含めた情報発信機能の強化、県連を軸とする団体等とのネットワーク拡大などを進め、国民とつながる地域組織の確立をめざしていく。次期衆議院総選挙に向けては、都道府県連・衆院小選挙区総支部を軸として、地域の連合や市民運動、パートナーズとともに、地域における闘う体制づくりを積極的に進めていく。
- 党员・協力党员（サポーターズ）・パートナーズの統一的制度のもとで、党勢拡大に向けた取り組みを進める。党员・サポーターズ・パートナーズの募集・拡大計画については、感染症の状況等を踏まえ、別途、議論・検討していく。パートナーズ制度については、党がプラットフォームとなり、多様なイベント開催やオンライン企画の実施などによって全国的な活動を展開するとともに、地域単位でのパートナーズ交流会などで連携を強め、制度や運営等の研修や体制整備に取り組んでいく。

### (2) 若者・青年対策

- 大学生・高校生などの「わかもの視点」から見える政治の課題を幅広く受け止めていく「おしゃべり会議」や「おしゃべり教室」などのイベントを継続する。また、「社会をおもしろくする大学」、「わかもの政策会議」などを通じて、立憲民主党所属議員の専門的な知見を若者たちと共有し、幅広い人材の存在を知ってもらうと同時に、若者が必要としている政策を自らつくっていくことをサポートする取り組みを強化していく。この取り組みを支える都道府県連（青年局の未設置県連を含めて）や、ブロックにおける青年局の活動を確立していくとともに、学生部の活動を積極的に行える環境づくりを進めるなど、今後の国政選挙や地方選挙で青年局がその一翼を担えるよう取り組みを進めていく。

### (3) 「つながる本部」等の取り組み強化

○「つながる本部」を通じて、市民の声や取り組みを政治につなぎ、政策につなぎ、要望や政策を国会に反映していく。「つながる本部」を起点とした昨年の「つながるフェス」(障がい者フェス)は、コロナ禍の障がい者の課題を聴くヒアリングとして実施された。今後は地方自治体における障がい者施策の先進事例の研究などにも取り組んでいく。NPO関係では政府予算のNPO関連予算ヒアリングを開催し、NPOとの継続的な連携を構築していく。子どもたちを取り巻く問題を描く映画「子どもたちをよろしく」の自主上映運動も地域に呼び掛けていく。

多様なチャンネルを設定して、各分野の声や取り組みを政治につないでいく。「つながる本部」の活動を各地の「地域版つながる本部」を通じて広げていく。

○各種団体等との連携強化については、引き続き議員連盟などを通じて、日常的な連携を強化するとともに、各種団体の地域支部とも連携し、総支部長や地方自治体議員の協力関係を強化していく。とくに、コロナ禍における現状把握に努め、積極的に支援につなげていく。

### (4) 広報発信機能の強化

○総選挙を見据え、党の情報発信機能を強化する。まずは、党としてのHP・広報紙・様々なSNS媒体により、国会活動、党活動の内容をきめ細やかに伝え、一方で様々な声を受けとめる広報展開をめざす。とくに、SNSを中心とした広報媒体を戦略的に駆使するために、本部、地域組織、国会議員、地方議員が連動した拡散体制の整備について強化を図る。様々なコンテンツ制作などについては、政調や国対とも連携した、総合的に情報発信を担う体制を整備していく。焦点課題については適宜広報紙の号外ビラ、解説動画などの作成・配信を行う。

### (5) 財政基盤の強化

○党の取り組みを支える財政の透明性の確保と財政基盤の確立は、引き続き重要な課題となっている。選挙勝利に財源を集中するために、支出に関しては費用対効果を検証し、不要不急の支出は抑制していく。とくに、2021年に重大選挙が集中していることと併せて、来年以降の参院選なども展望し、党の財政基盤を強化していく。

## 6 女性候補者擁立の取り組みを引き続き強化

○女性の政治分野への進出については、立候補や議員活動と家庭生活との両立が困難なこと、人材育成の機会の不足、候補者や政治家に対するハラスメントが存在することなど、一般的に「6つの壁」（「家族の壁」・「自信の壁」・「政党の壁」・「選挙制度の壁」・「選挙運動の壁」・「有権者の壁」）があるとされ、未だ多くの困難が残されている。この状況を克服するため、女性政治家人材の発掘、そしてスキルアップ研修や選挙時の資金支援の拡充など、女性候補者の擁立に関する取り組みを引き続き強化する。また、「第5次男女共同参画基本計画」の決定を受けて、「クオータ」制についても、検討を開始していくことが求められている。

各都道府県連におけるハラスメント防止研修会の実施なども含めた、党としてのハラスメント防止の取り組みも並行して実施していく。

○さらに、SOGI（性自認と性的指向）に関する諸課題に関係者と連携して、政策策定や取り組みの強化を進めていく。

## 7 東日本大震災・東京電力福島第一原子力発電所事故からの復興と災害対策

○大震災及び原発事故発生から10年の節目を迎え、震災復興の現状、原発事故の総括や廃炉に向けた課題など、東日本大震災と東電福島第一原発事故が残した課題への対応は、引き続き重要である。現地の復興状況を踏まえ、被災地の課題に向き合い、現場の声に寄り添った継続的な支援を進めていく。

○「日常化」する台風、豪雨、豪雪、地震、津波、噴火等の災害に対して、災害に強い街づくりを促進することが極めて重要となっている。さらに首都直下型地震や南海トラフ地震をはじめ様々な大規模災害対策に備えるために、防災対策に関する政策等の検討とともに、災害予測技術の進化と的確な情報提供体制、発災時の速やかな救命体制、避難体制の整備を中心に取り組みを進める。

## 8 世界を視野に、政党外交の推進

○将来の政権交代を見据えた人的交流の促進、諸外国への政策発信を進めるための政策対話の拡大、オンラインも活用した各国政党・議員、国際機関との交流の深化など、政党外交の基盤づくりを進めていく。

○拉致問題の解決

一刻の猶予もない拉致問題。被害者全員の早期帰国に向けて、被害者家族に寄り添い、国内外のさらなる啓発を図りつつ、全力で取り組みを進める。



## 2020年度決算(仮) 2021年度予算(骨格)

(単位：百万円)

項 目		2020 年度 決算(仮)	2021 年度 予算(骨格)
【収入の部】	党費・会費	0	100
	寄 附	4	5
	事業収入	1	1
	政党交付金	4,166	6,889
	委託費（立法事務費から）	294	1,175
	その他収入	2,325	0
	当期収入合計	6,790	8,170
前年度からの繰越額	0	4,412	
収入合計	6,790	12,582	
【支出の部】	人件費	256	1,100
	光熱水費	2	10
	備品消耗品費	11	55
	事務所費	113	403
	経常経費合計	382	1,568
	組織活動費	95	151
	選挙関係費	1	6,400
	事業費	128	162
	調査研究費	111	353
	寄附・交付金	1,661	2,650
	その他の経費（予備費）	0	200
	政治活動費合計	1,996	9,916
	当期支出合計	2,378	11,484
翌年への繰越	4,412	1,098	
支出合計	6,790	12,582	

※1 20年度決算（仮）は党設立9月15日～12月31日までの実績値

※2 21年度予算（骨格）の政党交付金および委託費（立法事務費）は1月1日基準により算定した額。

※3 100万円未満を四捨五入した結果、合計が合わない場合がある。

# 規約改正案

## 構成

現行規約	改正案
<p>第2章 構成員</p> <p>(構成員)</p> <p>第4条</p> <p>1. 党員は、本党綱領及びそれに基づく政策に賛同し、草の根からの声に基づくボトムアップの政治を実践しようとする18歳以上の日本国民で、入党手続きを経た者とする。</p> <p>2. 党員は、本規約その他本党の規則の定めるところにより、党運営及び政策等の決定とそれに基づく活動に参画する。</p> <p>3. 党員は、所定の党費を納めなければならない。</p> <p>4. 国会議員が入党しようとするときは、幹事長に申し出て常任幹事会の承認を得ることを要する。なお、当該国会議員が政党助成法の届出の基準日までの間に入党しようとするときは、常任幹事会が承認した場合、第6条第3項に規定する党所属国会議員と認める。</p> <p>5. その他党員の入党手続き及び党費の納入等については、組織規則及び都道府県連の規則で別に定める。</p> <p>6. 党員その他、「パートナーズ」及び「サポーター」制度を併存させる。</p> <p>7. 「パートナーズ」及び「サポーター」の在り方を含め、本党綱領に賛同し、本党を通じて日常の暮らしや働く現場の声を立脚点としたボトムアップの政治に参画しようとする18歳以上の個人（在外邦人及び在日外国人を含む）で、登録手続きを経た者による、本党に関係する構成員・制度を検討する委員会を附則第2条に基づき設置する。</p> <p>(離党)</p> <p>第5条</p> <p>1. 党員の離党の手続きは、組織規則で別に定める。</p> <p>2. 国会議員が離党しようとするときは、幹事長に申し出て、常任幹事会の承認を得ることを要する。</p>	<p>第2章 党員等</p> <p>(党の構成)</p> <p>第4条</p> <p>1. 本党は、本党綱領及びそれに基づく政策に賛同し、草の根からの声に基づくボトムアップの政治を実践しようとする党員、協力党員（通称名称を「サポーターズ」とする＝以下同じ）、パートナーズで構成する。</p> <p>(党員)</p> <p>第5条</p> <p>1. 党員は、本党綱領及びそれに基づく政策に賛同し、草の根からの声に基づくボトムアップの政治を実践しようとする18歳以上の日本国民で、入党手続きを経た者とする。</p> <p>2. 本党所属議員またその経験者、本党の公認候補者、党組織の職員は党員であることを要する。</p> <p>3. 党員は、本規約その他本党の規則の定めるところにより、党運営及び政策等の決定とそれに基づく活動に参画する。</p> <p>4. 第5項及び第6項に定める手続きを経て本部に登録された党員は、代表選挙規則の定めるところにより、代表選挙において党員及び協力党員の投票（以下「党員投票」と言う。）が実施される場合の投票権を有する。</p> <p>5. 党員は、いずれかの総支部に所属し、所定の党費を納めなければならない。</p> <p>6. 総支部は、登録された党員について、組織規則及び代表選挙規則の定めるところにより、当該総支部に登録された党員の名簿を県連を通じて本部への登録を行わなければならない。</p> <p>7. 国会議員が入党しようとするときは、幹事長に申し出て常任幹事会の承認を得ることを要する。なお、当該国会議員が政党助成法の届出の基準日までの間に入党しようとするときは、常任幹事会が承認した場合、党所属国会議員と認める。</p> <p>8. その他党員の入党手続き及び党費の納入等については、組織規則及び都道府県連の規則で別に定める。</p> <p>(党員の離党)</p> <p>第6条</p> <p>1. 党員の離党の手続きは、組織規則で別に定める。</p> <p>2. 国会議員が離党しようとするときは、幹事長に申し出て、常任幹事会の承認を得ることを要する。</p>

(協力党员=通称名称:「サポーターズ」)

#### 第7条

1. 本党綱領及びそれに基づく政策に賛同し、地域において、本党または本党所属の国会議員、地方自治体議員及びこれらの候補者等を支援する18歳以上の日本国民で、定められた協力党员費を納付し、総支部に登録した者を協力党员とする。
2. 協力党员は、登録する総支部及び都道府県連の定めるところにより、総支部及び県連等を通じて党の活動に参画することができる。
3. 第4項に定める手続きを経て本部に登録された協力党员は、代表選挙規則の定めるところにより、代表選挙において党员投票が実施される場合の投票権を有する。
4. 総支部は、登録された協力党员について、組織規則及び代表選挙規則の定めるところにより、当該総支部に登録された協力党员の名簿を県連を通じて本部への登録を行う。
5. 協力党员の登録及び離党、協力党员費等については、組織規則で別に定める。

(パートナーズ)

#### 第8条

1. パートナーズは、本党を通じて日常の暮らしや働く現場の声を立脚点としたボトムアップの政治に参画しようとする18歳以上の個人(在外邦人及び在日外国人を含む)で、登録手続きを経た者とする。
2. パートナーズは、本規約その他本党の規則の定めるところにより、本党を通じて政治過程に参画することができる。
3. パートナーズへの登録は党本部ウェブサイトまたは都道府県連・総支部・行政区支部の定める方法によって行う。登録手続き及び脱退手続きの詳細、登録費等、また本党を通じた政治参画のあり方については、組織規則で別に定める。